

兵庫県公報

令和元年6月14日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	1
県議会告示	
○ 兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

- 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第1号）
議員定数の改正に伴い、常任委員会の委員定数に係る規定について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第5号中「13人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の兵庫県議会委員会条例の規定は、令和元年6月13日から適用する。

県 議 会 告 示

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年6月14日

兵庫県議会議長 長岡壯壽

兵庫県議会告示第1号

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県議会会議規則（昭和36年兵庫県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。
目次中「第14条（出席）」を「第14条 削除」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の兵庫県議会会議規則の規定は、令和元年6月13日から適用する。